

人と防災未来センター事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構寄附行為（以下「寄附行為」という。）第28条の規定に基づき、寄附行為第4条第4号に掲げる事業の円滑かつ効果的な遂行を図るため、人と防災未来センター事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 事業評価委員会は、人と防災未来センター長（以下「センター長」という。）に対して、寄附行為第4条第4号の規定により実施する事業の成果等を評価し意見を述べるとともに、助言を行う。

(組織)

第3条 事業評価委員会は委員15人以内で組織する。

(委員の選任)

第4条 委員は、学識経験者等から、センター長の意見を踏まえ理事長が専任し、委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 事業評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は会務を総理し、事業評価委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 事業評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第8条 委員が会議その他の事業評価委員会の職務に従事したときは、理事長が別に定めるところにより謝金を支払う。

(旅費)

第9条 委員が事業評価委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により支給する額に相当する額とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業評価委員会に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年5月16日から施行する。

（招集の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、理事長が招集する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。